

◆特集 定年後再雇用賃金の減額

厳しかった現場作業

私は、1982年に四国営林局に採用され、その後、香美郡物部村（現香美市物部町）にある大栃営林署・別府製品事業所に配属されました（現在は、四国森林管理局・中部森林管理署・別府森林事務所となっています）。採用された時は、基幹作業職員で現場作業に従事していました。私が携わった現場の作業は立木を伐採しワイヤーで山から作業場まで運び、2×4メートル等の規定の長さに玉切（※）って運送用のトラックに積載するまでの工程でしたが、なかなか大変な作業でした。立木を伐採するためにチェーンソーを使用していました。私が入った頃には白ろう病（振動障害）が問題となっていた事もあり、直接チェーンソーを握って操作するのではなく、立木に専用の爪を打ち付けその上に架台の付いたチェーンソーを固定して、リモコン

再任用 週4日で賃金半額に

高知県

村田 道彦

操作しながら立木を切り倒す伐採方法を取り入れていました。ただ、チェーンソーだけならたいした重さではないのですが、架台が付いたチェーンソーは結構重く持ち運びに苦労しました。また、真夏の炎天下・真冬の雪中での作業は大変辛い仕事でした。

しかし1999年に林野庁は「国土の保全・水源のかん養・自然環境の保護・保健休養の場の提供」等の機能の促進を謳い、直接の生産事業からは撤退して管理主体の組織に改変しました。それにともない、営林局は森林管理局に営林署は森林管理署、各事務所は森林事務所等へと名称も変更されました。また、現場の仕事も伐採等の作業から、木を育てる造林事業や国有林の保護・管理を推進する管理業務にシフトして行きました。その後「公益的機能のより一層の発揮に向け」「国有林野における生態系の保全に係る施策の推進強化を図るため」等の名目で、2013年に特別会計か

ら一般会計へと会計制度が切り替わりました。

再任用週4日で賃金半額・諸手当なし

私はこの年に事務職に職種を変更しました。年齢は50歳でしたが、それからなれないパソコンやデスクワークをなんとかこなしながら昨年度に無事定年を迎えました。そして、今年度から週4日の再任用職員として勤務しています。

再任用の勤務についてですが、私の職場（現・嶺北森林管理署）では現在週3日、4日、5日勤務の3パターンで実施されています。週3日勤務は厚生年金が支給されているか、年度内に支給される人で、週4日、5日勤務は希望となります（初めから週3日を希望する事もできます）。年間俸給は週5日勤務で事務系職員は約380万円、現場系職員は約330万円・週4日勤務で（事務）約290万円・（現場）約250万円です。私は週4日勤務を行っています。もし週5日勤務だしたら現職時からいうと7割ほどの俸給となつています（現行は週4日なので半分ほどです）。また手当については、扶養・住宅・寒冷地・特地勤務が支給外となりました。

若者の給与は上がったけれど？

8月7日、人事院は国会と内閣に対して月例給および一時金を引き上げる勧告を行いました。一時金については0・1カ月分の引上げ（再任用職員0・5カ月分）となっており、月例給では若年層に重点を置いた賃金改定となり、大卒初任給11万円、高卒初任給12万円の引き上げとなっています。一方で、中高年齢層の賃金改定については諸手当の見直しを含めて大変不十分な内容となっています（50歳以上は再任用職員も含め1000円程度です）。

国家公務員については、2023年度からは2年に1歳ずつ定年の年齢が引き上げられて、32年度以降は完全65歳退職となります。若年層の給与が上がるのは望ましい事ですが、これから増々増えて来るであろう高年齢層（60歳前後から65歳まで）の給与を含めた諸条件の改善は非常に重要なポイントです。

※玉切りとは、立木を伐倒して枝払いが済んだ後、樹幹の大小、曲がり、節、腐れなどの欠点を見極めて、用途に応じて定められた長さに切断して丸太にすること（むらた みちひこ）